診断書（成年後見制度用）の作成を依頼された医師の方へ

京都家庭裁判所

　成年後見，保佐，補助開始及び任意後見監督人選任事件を申し立てるには，申立時に診断書を提出する必要があります。この度の依頼はこの診断書の作成の依頼です。

診断書作成の依頼を受ける際に，依頼者から，福祉関係者が作成した「本人情報シート」の提供を受けることがあります。この「本人情報シート」は，診断書を作成する医師に対し，ご本人の生活状況等に関する情報を提供し，医学的判断を行う際の参考としていただくために，家庭裁判所が平成３１年４月から導入したものです。「本人情報シート」の提供を受けた場合には，診断の参考資料として御活用ください。なお，記載内容については，「本人情報シート」の作成者にお問合せください。

　ところで，成年後見，保佐及び補助を開始するための審理を進めるにあたっては，申立後に，ご本人の判断能力の状況について，医師による鑑定が必要となる場合があります。鑑定は，この度関係者から依頼のあった「診断書」とは異なり，家庭裁判所から正式に依頼するもので，鑑定の結果作成された「鑑定書」は，裁判官が審理をする際の資料となります。

　そこで，ご本人の診断書を作成される際に，後日鑑定をお引き受けいただけるかなどの参考事項について，別添の

『主治医の方へのお尋ね』

にも併せて御記入いただきますよう，よろしくお願い申し上げます。

|  |
| --- |
| ○　鑑定人となる方に専門科等による限定はありません。主治医の方で　あれば精神科以外の医師の方にお願いする場合もあります。○　主治医以外の医師に鑑定を依頼する場合には，診療記録の提供等をお願いすることがありますので，御協力をお願いします。 |

（注）１　診断書及び診断書作成の手引が平成３１年４月に改定されました。**新しい診断書作成の手引は裁判所のウェブサイト内の「後見ポータルサイト」からダウンロードすることができますので，御活用ください。**

「後見ポータルサイト」→「手続案内及び各種書式」→「成年後見制度における診断書作成の手引・本人情報シート作成の手引」の順に検索してください。

２　鑑定をお願いする場合には，後日依頼書を送らせていただきます。

　　　３　鑑定書の作成についても，手引を用意しております（上記「後見ポータルサイト」でも御覧いただけます。）。

　　　４　御不明な点は，京都家庭裁判所（０７５－７２２－７２１１）後見センターまでお尋ねください。

　　　５　診断書及び「主治医の方へのお尋ね」は，申立書に添付するものです。直接家庭裁判所にお送りいただくのではなく，作成を依頼した方にお渡しください。

　　診　断　書（成年後見制度用）

（表　面）

裏面に続く

|  |
| --- |
| １　氏名 　　　　　 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　男・女　　　　　　　　年　　　月　　　日生（　　　　歳）　　住所 |
| ２　医学的診断　　診断名（※判断能力に影響するものを記載してください。）　　所見（現病歴，現症，重症度，現在の精神状態と関連する既往症・合併症など）各種検査長谷川式認知症スケール　　　　　（□　　　　点（　　　　　年　　月　　日実施）　□　実施不可）ＭＭＳＥ　　　　　　　　　　　　（□　　　　点（　　　　　年　　月　　日実施）　□　実施不可）脳の萎縮または損傷等の有無□　あり　⇒（□　部分的にみられる　　□　全体的にみられる　　□　著しい　　□　未実施）□　なし　知能検査その他短期間内に回復する可能性　　□　回復する可能性は高い　　　□　回復する可能性は低い　　　□　分からない（特記事項）　　　 |
| ３　判断能力についての意見　□　契約等の意味・内容を自ら理解し，判断することができる。　　□　支援を受けなければ，契約等の意味・内容を自ら理解し，判断することが難しい場合がある。　□　支援を受けなければ，契約等の意味・内容を自ら理解し，判断することができない。　□　支援を受けても，契約等の意味・内容を自ら理解し，判断することができない。（意見）※　慎重な検討を要する事情等があれば，記載してください。 |
| 判定の根拠1. 見当識の障害の有無

□　あり　⇒（□　まれに障害がみられる　□　障害がみられるときが多い　□　障害が高度）□　なし　　1. 他人との意思疎通の障害の有無

□　あり　⇒（□　意思疎通ができないときもある　□　意思疎通ができないときが多い□　意思疎通ができない）□　なし　　1. 理解力・判断力の障害の有無

□　あり　⇒（□　程度は軽い　□　程度は重い　□　顕著）□　なし　　1. 記憶力の障害の有無

□　あり　⇒（□　程度は軽い　□　程度は重い　□　顕著）□　なし　　1. その他（※上記以外にも判断能力に関して判定の根拠となる事項等があれば記載してください。）

　　　　　　　　　　　　参考となる事項（本人の心身の状態，日常的・社会的な生活状況等）　　※　「本人情報シート」の提供を　□　受けた　　□　受けなかった　（受けた場合には，その考慮の有無，考慮した事項等についても記載してください。） |

以上のとおり診断します。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　　月　　　日

（裏　面）

　病院又は診療所の名称・所在地

担当診療科名

　担当医師氏名 　　　印

**【医師の方へ】**

（令和２年１２月版）

※　診断書の記載例等については，後見ポータルサイト（https://www.courts.go.jp/saiban/koukenp/）からダウンロードできます。

※　参考となる事項欄にある「本人情報シート」とは，本人の判断能力等に関する診断を行う際の補助資料として，本人の福祉関係者が作成するシートです。提供があった場合は，診断への活用を御検討ください。

※　家庭裁判所は，診断書を含む申立人からの提出書類等に基づき，本人の判断能力について判断します（事案によって医師による鑑定を実施することがあります。）。

主治医の方へのお尋ね

（京都家庭裁判所）

　御本人（患者様）のお名前

鑑定引き受けの可否についてお聞きしますので，下欄に御記入願います。

　□　家庭裁判所から鑑定を依頼された場合，鑑定を引き受ける。

　　(１)　鑑定費用（検査料，諸経費等を含む）について

　　　（一般的に，主治医の方には５万円以下でお引き受けいただいています。）

 　　□　　　　　万円　で引き受ける。

　　(２)　鑑定期間（鑑定依頼書がお手元に届いてから，鑑定書を作成し発送する

までの期間）について

　　　　□　約１か月

　　　　□

　　(３)　鑑定書作成の手引の送付について

　　　　□　希望する　　　　　　□　必要ない

　　(４)　書類の送付先について

　　　　□　診断書記載の病院等の所在地と同じ

　　　　□　下記の連絡先への送付を希望する

 　　病院等の名称　　　　　　　　　　　 　　　Tel

 　　所在地　〒

　□　鑑定を引き受けることはできない。

　　　（理由　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

　□　鑑定を引き受けることはできないが，下記の医師を紹介する。

　　　　氏名　　　　　　　　　　　病院等の名称

　　　　所在地　〒

　　　　Tel．

　　　　　　年　　　月　　　日

　　　　　　　　　　回答者氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　印